

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十五号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成二十一年十月から平成二十二年三月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）第三条第一項及び佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（平成十九年佐賀県条例第五十八号）第一条の規定にかかわらず、同条に定める額から佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十一年十月一日から適用する。